

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第103条第1項に
規定する設計に関する図書について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼
申し上げます。

さて、マンションの修繕等を計画的に実施し、適正な管理を進めていくために
は、その構造等に関する情報が所有者や管理組合に対して適切に提供されること
が重要となってきます。

このため、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」において、宅
地建物取引業者は、マンションを分譲した場合において、管理組合の管理者等へ
11種類の図書の交付が義務づけられています。

今般、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、施工に関する情報が適切
に提供されるよう、その内容の明確化及び周知徹底を図る必要があることから、
宅地建物取引業者からの求めがあれば資料を提供する等適切な対応について、
別添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせいたします。